○近畿地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十一号	高槻市富田丘町二〇〇番三六から同市富田丘町一九三番まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十九日

○中国地方整備局告示第四十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、吉井川水系吉井川及び金剛川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び岡山河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十二年中国地方整備局告示第五十二号は、廃止する。

平成二十九年四月十九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

○中国地方整備局告示第四十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、旭川水系旭川及び百間川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び岡山河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十二年中国地方整備局告示第五十三号は、廃止する。

平成二十九年四月十九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

○中国地方整備局告示第四十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、高梁川水系高梁川及び小田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び岡山河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十二年中国地方整備局告示第五十四号は、廃止する。

平成二十九年四月十九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

○中国地方整備局告示第四十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、芦田川水系芦田川及び高屋川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び福山河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年中国地方整備局告示第二十五号は、廃止する。

平成二十九年四月十九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

○中国地方整備局告示第四十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、太田川水系太田川、三篠川、根谷川、旧太田川、天満川、元安川及び古川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び太田川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十三年中国地方整備局告示第六十七号、平成十三年中国地方整備局告示第七十九号及び平成二十一年中国地方整備局告示第七十二号は、廃止する。

平成二十九年四月十九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

○四国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

四国地方整備局長　名波　義昭

㈠	道路の種類　一般国道
㈡	路線名　五十五号
㈢	道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
室戸市羽根町字浜乙三二〇九番四九二から同市羽根町字大浦乙三九八一番一まで	前	一〇・八メートル
	後	一〇・八一メートル～二九・八六メートル
㈣	図面縦覧場所	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	室戸市羽根町字浜乙三二〇九番四九二から同市羽根町字大浦乙三九八一番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十九日

○四国地方整備局告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十九日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道五十五号	室戸市羽根町字浜乙三二〇九番四九二から同市羽根町字大浦乙三九八一番一まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十九日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所